

有害物質使用特定施設設置歴開示申出書

年 月 日

八戸市長 殿

住 所
氏 名

申出者 (法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号
(F A X)

土壌汚染の状況に係る情報の提供事務要領第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり土壌汚染の状況に係る情報の開示を申し出ます。

開示を申出する土地 の地番 (もしくは物件の住所)	
申出地に設置されてい る事業場名 (不明の場合は空欄)	
開示情報の使用目的 (詳細にご記入下さい)	
希望する情報提供方法 (該当欄の□をチェッ クしてください)	<input type="checkbox"/> 口頭での提供を希望  <input type="checkbox"/> 環境保全課窓口での提供  <input type="checkbox"/> 電話での提供 (Tel - -)
	<input type="checkbox"/> 文書での提供を希望  <input type="checkbox"/> 環境保全課窓口での提供  <input type="checkbox"/> 郵送での提供

注) 申出のあった事業場・土地について、利害関係のない者に対しては、情報を開示することはできません。

問合せ方法

- ・八戸市環境保全課では、電話及び所定の様式に記入の上、持参、郵送又はファクシミリで受け付けます。
- ・電子メールによる問合せの受付は行っていません。
- ・口頭又は文書により回答いたします。
- ・電話で問合せいただいた場合は次について確認します。
 - ◇申出者氏名（法人の場合は法人名）
 - ◇連絡先
 - ◇対象地地番（若しくは住所）
 - ◇調査目的

提供する情報

- ・申出のあった地番（若しくは住所）における有害物質使用特定施設の有無
- ・有害物質使用特定施設の設置期間
- ・特定施設などで使用されていた特定有害物質の種類

※上記以外の情報について希望される場合は、八戸市情報公開条例に基づく開示請求が必要です。開示の方法によっては、複写料、郵送料がかかります。

利用にあたっての注意事項

- ① 私有財産に関する情報が含まれるため、情報の適正利用に努めてください。
- ② 八戸市〇〇町一丁目周辺、半径△mといった具体的ではない所在地の場合は回答できません。
- ③ 土壌汚染の有無について回答するものではありません。
- ④ 土壌汚染対策法第2条第1項の特定有害物質の使用履歴のある事業場に限り、水質汚濁防止法第2条第2項第1号に規定する有害物質は対象外です。
- ⑤ 回答する内容は当市に届出のある情報であり、無認可、無届で事業を行っていることも想定されます。
- ⑥ 「廃止」とは、特定有害物質の使用の廃止のことをいい、施設又は事業場の廃止とは限りません。
- ⑦ 届出遅延や事務処理の都合上、回答内容は、直近の届出内容が反映されていないことがあります。
- ⑧ 回答は、細心の注意を払って行いますが、今後の届出情報等の整理により内容を修正することがあります。
- ⑨ 水質汚濁防止法の届出の情報であり、下水道法の情報は含まれません。（下水道法の情報については、担当課へお問い合わせください。下水道施設課 水質検査グループ 0178-44-8275）

土壌汚染対策法に基づく区域の指定状況の確認

- ・要措置区域、形質変更時要届出区域の指定の状況は、インターネットで確認することができます。
- ・八戸市環境保全課の窓口で、指定区域台帳（図面等を含む）を閲覧することができます。

八戸市 市民環境部 環境保全課 調査指導グループ
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
TEL0178-43-9107 FAX0178-47-0722